第３回世羅町議会定例会会議録

令和８年９月４日
第２日目

世　羅　町　議　会

1．議事日程

令和８年　第３回世羅町議会定例会　　（第２号）

令和８年９月４日

午前９時 00 分開議

於：世羅町役場議場

第　１　　一般質問

２．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番	亀田知宏	２番	佐倉悠希
３番	矢山　靖	４番	宗重博之
５番	佐々木浩康	６番	福永貴弘
７番	向谷伸二	８番	上本　剛
９番	松尾陽子	10番	藤井照憲
11番	田原賢司	12番	髙橋公時

３．　欠席議員は次のとおりである。

なし

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９名）

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	市尻孝志	総務課長	升行真路
財政課長	矢崎克生	企画課長	藤川道代
税務課長	小林英美	町民課長	道添　毅
子育て支援課長	藤井博美	健康保険課長	宮﨑満香
福祉課長	和泉美智子	産業振興課長	住田谷　保
商工観光課長	山崎　誠	建設課長	福本宏道
上下水道課長	広山幸治	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	山藤弘基
社会教育課長	向原孝樹		

５．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（３名）

事務局長	黒木康範	書記	間處俊彦
嘱託書記	貞光有子		

令和８年第３回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日　令和８年９月４日】

順番	質問者	質　問　事　項
１	２番　佐倉悠希	１　広告事業（町広報、HP 等）の今後は ２　職員による広報配布の見直しを
２	５番　佐々木浩康	１　町の DX 推進の方向性と考え方は
３	11 番　田原賢司	１　持続可能な地域運営をどのように描いていくのか

開　　議　　９時００分

（起立・礼・着席）

○議長（髙橋公時）　ただいまの出席議員は　１２　名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１　昨日に続いて、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に　広告事業（町広報、HP 等）の今後は　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　議長より発言の許可をいただきましたので、早速通告に沿って質問いたします。広告事業（町広報、HP 等）の今後は

質問の要旨でございます。本町では、広報せらへの紙面広告、HP バナー広告等、既に一部で広告事業が実施されております。

広告事業について、町の見解をお伺いします。

（１）広告事業の種類と年間収入実績は。

現在実施している広告事業の種類と、その種類ごとの年間収入実績についてお伺いします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　佐倉悠希議員の広告事業（町広報、HP 等）の今後はのご質問にお答えしたいと思います。

まず私のほうからはまず 1 点目にございます「広告事業の種類と年間収入実績は」について、お答えをさせていただきます。

本町におけます広告掲載料収入は、令和 7 年度決算で 71 万 2500 円となっております。その内訳は、案内板・デジタルサイネージが 38 万 8500 円、公用車が 3 万 6000 円、広報せらが 8 万 4000 円、ごみ出しカレンダーが 12 万円、ホームページのバナー広告が 8 万 4000 円でございます。

このほか、広告掲載料収入には含まれませんけれども、封筒の作製におきまして、広告を掲載することにより、作製費用の全部又は一部を広告主に直接負担していただいている事例もございます。

町の貴重な収入源として、今後ともしっかり取組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　案内板・デジタルサイネージが 38 万 8500 円と、収入の半分以上を占めているとのことです。この媒体で申し込みが集まっている要因をどのように分析していらっしゃいますでしょうか。またその要因を他の媒体へ展開することはできないでしょうか。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　お答えいたします。町長答弁の中にございました案内板、これは本庁舎玄関の入口部分にあります周辺の地図を掲載した部分の案内板、それからデジタルサイネージについては、玄関入口の部分にあります風除室のところに役場の会議等、それからイベントなどの行事の案内板を設置しております。こちらの収入でございます。この２つにつきましては、１事業者と契約をし、その事業者が広告主を町内などで募って、町のほうは無料で行事の案内、それから周辺の地理の案内等をしているものでありまして、これにかかる電気代等も全て事業者が負担しているということで、その上で広告料収入ということでいただいているものでありまして、現在はこの１事業者と契約をし、設置しているものでございます。他の施設、出先等への展開という部分も考えなくもないんですが、スペースの問題、それから業者のほうにとっても費用対効果がどうなのかっていう部分もございますので、そちらにつきましては、その施設に集まる住民の方、それからそれによります広告の宣伝効果がどれだけあるのかっていう部分も含めながら考えてまいりたいというところでございます。

○２番（佐倉悠希）　議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　わかりました。では次の質問に行きます。

（２）広告事業の現状の課題認識は。

広告事業の運用において、現在認識している課題についてお伺いします。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　２点目の「広告事業の現状の課題認識は」につきまして、お答えします。

近年の広告掲載料収入は、年間数十万円から 100 万円程度で推移をしております。その要因といたしましては、広告媒体が限られていることに加えまして、１件あたりの広告掲載料が少額であること、また、広告掲載を募集しても事業者からの申込に至らないケースがあることなどが影響しているものと考えております。

こうしたことから、現状の課題といたしましては、広告媒体の拡大を図るとともに、広告媒体の特性や掲載期間、広告の効果等を踏まえた適切な料金設定について検討することが挙げられます。また、封筒の作製におきましては、近年、作製費用が高騰しておりますので、広告主の負担にも配慮し、より申し込みしやすい仕組みを作っていくということも課題であると認識をしております。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　私ですね、民間で広告の仕事に携わった経験があるんですけれども、その経験から申し上げると、紙媒体はですね、特にどれほど優良な媒体であっても、事業者側から申し込みが入ることは非常に稀であると認識しています。営業かけなければ掲載には繋がりにくいと考えております。しかしながら、行政に営業活動を求めるのは現実的ではないかなと考えております。なので現状できることとしては、まずは入口ですね、お問い合わせのところをわかりやすくすることが優先されるというふうに考えております。現状ですね、情報が少ないのではないかと考えています。どこに、いくらで、どのような広告が出せるのか、これが事業主側からわからないと検討のしようがないと思うんですね。

まずは値段設定というよりは、情報を整理して問い合わせをしやすくすることが必要ではないかと思っています。私もホームページを拝見したんですが、現状、広告の案内がされているのは、広報せらとホームページ広告しか私のほう確

認できなかったです。ちょっと私の確認のしようが甘いのだったら申し訳ないんですけれども、先ほどおっしゃったように、公用車とか、案内板とか、ごみ出しカレンダーの実績があるということで、広告のサービスとしては存在するというところなんですけど、そこの案内が確認できませんでした。先ほど案内板についてはそういう業者との契約を通してということなので直ではないというところもあるのかもしれないんですけど、現状確認できたのは、広報せらのホームページの案内の中に、世羅町広告掲載手続き等に関する要綱が PDF で添付されておりまして、その中の第３条定義ですね、広告媒体の定義として、１号のウに町の公用自動車、エにその他広告媒体として活用できる資産で町長は個別に定めるものと定義が定められている部分しかですね、確認できませんでした。この点について情報発信されているのは、どのようにされているのかお伺いします。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　お答えいたします。１問目の部分でもお答えしている収入の種類につきましては、お答えしたとおり、案内板・デジタルサイネージ、それから公用車、広報せら、ごみ出しカレンダー、ホームページのバナーということになっております。このうち案内板・デジタルサイネージ、それからごみ出しカレンダーについては事業者がもう決まっていたりすること、それから発注する時期自体が、募集する時期自体がもう年間を通して時期が決まっていたりするものですので、こちらにつきましてはなかなか随時募集かけるという部分は難しいと考えております。

広報せら、それからホームページのバナー広告、もう少し言えば公用車につきましては、基本的には随時募集しているという部分もありますので、この部分については、たとえば先ほど議員ご指摘の通り、ホームページにそういった情報を個別にページを作るのではなく、広告の募集ページということで一覧化したものを作製するというのは、考えられる部分かなというふうに思っております。こうした情報整理によりまして、まずはそういった応募できる窓口の情報整理というところは考えてまいりたいと思っております。

また広告掲載手続き等に関する要綱、先ほどご指摘いただきました、第３条の１号エにありますその他の広告媒体として、町長が個別に定めるものとありま

すが、現状ですね、先ほど申した収入媒体以外につきましては、基本的には検討はしてないところでございます。基本的には町民サービス、それから行政運営がまず町の資産につきましてはそれを目的に使用しているものでありますので、それらに支障がない範囲で広告を募っているということが基本となります。そういった中で、他にも媒体として使用できるものがないかという部分は、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　広報せらとか、ごみ出しカレンダーとか紙媒体では広告が印刷されている部分が、デジタル版では空白というか、スペースになっている部分があるかと思うんですけど、これ理由があるとは思うんですけども、その理由をお伺いしたいのと、もし差し支えなかったらそこにですね、広告の料金表をテンプレートで用意しておいて、ああいったところに入れるのはどうかなと思ってるんですね。民間ではスペースが埋まらなかったときとかは、自社広告とかを入れたりして全くの空白というよりかは、よりベターなそういう有効活用、自社広告を入れたりするケースもあるので、その点いかがでしょうか。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。今議員から御指摘、またご提案いただいた件につきましてでございますが、まず１点目の紙媒体では広告が入っているのに、デジタル版では入ってないという点につきましては、申し訳ありません、明確な理由を今把握しておりませんので、これについては確認をさせていただきたいと思います。ただ、当初の申し込み時に紙媒体での広告申し込みをしていただいているということから、デジタル版には掲載していないのかなというふうに勝手に今想像はしているところですが、こちらについては確認をさせていただきたいと思います。

　なおですね、ご提案をいただきましたいろいろ料金表等を掲載した上で、もし空きスペースがある場合は、そこへ民間の企業でしたら自社広告をということでしたので全くおっしゃるとおりかと思いますので、たとえば世羅町の空き家バンクの制度について掲載するとか、そういったことで検討はしてまいりたい

と考えております。以上でございます。
○２番（佐倉悠希）　はい、議長。
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番（佐倉悠希）　では次に質問に行きます。
（３）継続契約割引の他媒体への拡大は。
ホームページバナー広告では既に複数月申込みの割引（10％～30%）が導入されております。しかし広報せらなどの他の媒体には導入されておりません。継続的な広告掲載を促す仕組みとして、他媒体への拡大の検討について、見解をお伺いします。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　３点目の「継続契約割引の他媒体への拡大は」について、お答えします。
町のホームページバナー広告につきましては、１年間継続して掲載される場合、最大 30％を割り引くこととしております。令和７年度は、２事業者に１年間の継続掲載をいただいたところでございます。
広報せらへの広告掲載につきましては、１ヶ月単位のみでの申込を複数件いただいておりますが、ここ数年は、継続的かつ長期間の広告掲載を申し込まれる事例が減少している状況でございます。
議員ご指摘の割引制度につきましては、県内の他の自治体における紙媒体での長期継続割引の実施事例は把握しておりませんが、府中市においては、広報誌とホームページに同時に広告掲載を申込まれた場合に、一定額を減額する取組みを実施されておられます。このような他の自治体の取組事例を参考としながら、より多くの皆様に広告掲載を申し込んでいただけるよう検討を行ってまいります。
○２番（佐倉悠希）　はい、議長。
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番（佐倉悠希）　広告というのはですね、単発では効果が薄いので継続して掲載してこそ認知に繋がって、成約に繋がるというふうに考えられています。また、掲載の度に申し込みの手続きが発生するとなれば、事業者の負担も生じると

いう視点もあるかと考えております。申し込みが減少しているのは、長期契約という選択肢がないことも要因の一つになっているのではないかと思います。

県内の自治体では事例を把握されていないということなんですけれども、民間では長期契約というのは一般的でありまして、むしろ積極的に契約を結びに行くセットになっております。また府中市の広報誌とホームページのセット割引という事例があると思うんですけれども、こちらについては検討材料になりうる効果的な取組みであるというふうに考えておりますので、本町でも前向きにご検討いただきたいなと考えておるんですけれども、改めて見解をお伺いします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。今議員からご指摘いただきました内容について、その通りかなと思っております。広告については、継続的に広告掲載をすることで企業様にとってもメリットになろうかと思っております。今現時点では、たとえば広告の一番効果が上がりそうな時期、年末年始にかけておせちの広告を掲載されたりといった効果のある季節、時期を選んで広告掲載というのをしていただいておりますが、おっしゃっていただきますように継続的に掲載ができるような仕組みづくり、こういったところはしっかりと他の自治体の状況も研究しながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　では次の質問に行きます。（４）広告営業体制の見直しは。

現状企画課が広告事業の広告の担当となっておりますが、封筒広告など現課で個別に営業しているケースもあるかと思います。広告代理店等との連携などを含む営業体制の見直しについて見解をお伺いします。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　４点目の「広告営業体制の見直しは」につきまして、お答えします。

本町の広告掲載に係る事務の流れにつきましては、広告媒体や規格等の検討から、広告掲載の募集・申込の受付、最終的には広告掲載料の収入までとなりますが、これらを担当課が行い、申込があった際には、世羅町広告審査委員会、これは内部会議となりますが、におきまして広告内容等を審査し、掲載の可否を判断しております。

広報せら及びホームページは企画課が、ごみ出しカレンダーにつきましては町民課がこうした事務を担当しております。封筒作製につきましては、議員ご指摘のとおり、それぞれ封筒が必要で、印刷を発注する担当課がそれぞれ広告掲載に係る一連の事務を担っているところでございます。

県内の他の自治体におきましては、広告代理店等と連携し、窓口用の広告付き封筒等の提供を受けている事例があることは把握しております。その一方で、本町におきましては、封筒の作製数自体が少ない状況などから、広告代理店を活用した取組みを導入することは難しいと考えております。

本町における封筒への広告掲載募集事務の見直しにつきましては、作製する担当課が広告掲載に係る事務を担う現在の体制を基本としつつ、広告主の負担軽減、より広告掲載を申込みしやすくするため、他の自治体の取組事例を参考に、複数の広告枠を設けることや、比較的安価な広告掲載料を設定することなどにつきまして、検討を進めているところでございます。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　県内で広告代理店と連携している自治体を把握されているということなんですけれども、具体的にどちらになりますでしょうか。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　お答えします。県内全体としては把握はしておりませんが、近隣では尾道市が数年前にやられていたというのは確認してます。現状はどうか確認はできておりません。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　ではですね、封筒に加えて、公用車や案内板も含めて、そ

れぞれ広告を掲載したいという場合はどちらへ問い合わせすればよろしいでしょうか。
○財政課長（矢崎克生）　議長。
○議長（髙橋公時）　財政課長。
○財政課長（矢崎克生）　お答えいたします。基本的には先ほど答弁させていただきました通り、それぞれの所管する事務、それから公用車を管轄しておる担当課で、全て広告の受付等から、最終的な広告掲載料の収入に至るまでをそれぞれの担当課で担うというのが基本でございますので、今後もそのような形で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。
○２番（佐倉悠希）　はい、議長。
○２番（佐倉悠希）　今の質問は具体的にどの部署ですかというふうにお聞きしたので、読み上げる部署というのはそんなにたくさんはないと思うので、それを一つ一つ教えていただけませんか。
○財政課長（矢崎克生）　議長。
○議長（髙橋公時）　財政課長。
○財政課長（矢崎克生）　お答えいたします。基本的には広報せら、ホームページであれば企画課、それからごみ出しカレンダーであれば町民課、公用車であればそれぞれ所管している課が持っている公用車、たとえば財政課が所管している公用車に広告を出したいというのであれば、財政課へお話いただければいいと思いますし、封筒につきましては、先ほど申しました通り、発注する担当課で、数十万円というところになると思いますが、それでも自主財源として広告掲載料を少しでも集めて、一般財源の負担を少なくするというような意識を持って仕事をしていただきたいと思いますので、結果はどうなるかわかりませんが、そういった事務はやはり担当課でそれぞれ進めていただきたいと考えております。以上でございます。
○２番（佐倉悠希）　はい、議長。
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番（佐倉悠希）　たとえば封筒で言えば、いくつか封筒があると思うんですけれども、それは私が把握しているのは、保健福祉センターとか税務課とかですかね。あと町民課とかですか、そういった回答を期待してたんですけれども改め

てお伺いします。
○財政課長（矢崎克生）　議長。
○議長（髙橋公時）　財政課長。
○財政課長（矢崎克生）　議員、ご自身も職員時代にそういった事務をされた経験があろうかと思いますが、おっしゃられました通り、保健福祉センターの通常の封筒であれば、保健福祉センターの３課で輪番で順次作っている。それから、役場の基本的な共通する封筒につきましては財政課で発注をしております。それから、税務課の関係の納税通知書等の封筒であればそれは税務課で印刷発注しますし、その他もさまざまな事業に必要な、たとえば臨時給付金とかが給付するということになれば、その臨時給付金の担当課で封筒を印刷し、使用していくというような形になってまいります。
　そういった、たとえば事業の内容によっては、国費や県費なども付く場合もありますので、広告まで募集しなくても財源はあるよというケースもありますので、一概に全て広告を募っていくというような体制はとっておりません。以上でございます。
○２番（佐倉悠希）　はい、議長。
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番（佐倉悠希）　現状ですね、掲載できる広告についてはわかりやすく情報をお伝えするというのは大切かなと思っておりまして、今、お聞きする限りでは非常に担当部署が、窓口が分散されているのかなというふうに感じましたし、それ事業者側からすると、いろいろ広告を出したいっていう思いをお持ちの場合、その掲載の意欲が削がれる可能性もあるのかなというふうに感じました。ですので、広告の窓口を、その入口の部分ですね、その後どう連携しているかは別としてその広告の窓口を一本化する考えはないんでしょうか。そうしたほうが利用者にとってわかりやすくなって、職員のほうも時々事務をするというよりかは担当を決めていたほうが事務の効率化に繋がると考えているんですけれども、その点いかがでしょうか。
○財政課長（矢崎克生）　議長。
○議長（髙橋公時）　財政課長。
○財政課長（矢崎克生）　お答えいたします。封筒につきましては、たとえば毎

年決まった時期に発注するというようなものではございません。ある程度、２、３年分の使用量は検討した上で、数量を大きくすればそれだけ 1 枚当たりの単価は安くなって参りますので、そういった部分で、在庫がなくなってくれば発注するというようなスタイルになっていると考えております。たとえば先ほど申しました急に臨時給付金を給付しないといけないというような部分につきましては、ちょっと別としまして、通常の一般的な封筒等につきましては、保健福祉センターの関係であっても、財政課が行います一般的な封筒でありましても、在庫がなくなりそうなれば、次の封筒を準備していくという形になってまいります。そうなりますと、毎年発注するようなものではございませんので、窓口を一本化したところで、なかなかですね、そういった事務を、たとえばタイミングが悪ければ本当に３年に１回ぐらいしかしないような事務を窓口一本化するというところもどうなのかなという点はあります。先ほど申しました通り、やはり自主財源を自分たちでも確保するというふうな部分は、全職員にそういった認識は持っていただきたいと考えておりますので、そういった部分を含めまして、現行の封筒を作らなければいけない課なり部署で、それぞれ封筒の発注につきましてはやっていただきたいと思いますし、広告につきましても掲載できる封筒については、結果はどうあれ、募集事務を行っていただくよう考えております。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　状況に応じてですね、事業者さんにとってわかりやすい情報提供に努めていただければと思います。

　では次の質問に行きます。（５）ネーミングライツ導入の検討は。

　公共施設等の命名権を企業等に有償で付与するネーミングライツは他自治体でも導入事例が見られます。自主財源確保の 1 手段として検討の余地があると考えております。検討状況と想定される課題認識について見解をお伺いします。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　５点目の「ネーミングライツ導入の検討は」につきまして、お答えします。

ネーミングライツとは、企業や団体が対価を支払うことにより、公共施設や道路施設等の名称に企業名やブランド名、商品名を冠した「愛称をつける権利」のことであり、県内においても導入する自治体が増えております。

また、ネーミングライツの対象につきましては、施設だけではなく、イベント等にも広がりを見せております。このことから、ネーミングライツ制度は、自主財源を確保するための有用な手段の一つであると認識はしております。

その一方、導入にあたっては、事業者が応募しやすい環境を整えるため、対象とする施設等の選定や適切なネーミングライツ料の設定、期間もそうですし、効果的な周知方法等について、検討する必要があると考えております。現時点では、具体的な導入の検討には至っておりませんが、今後、他の自治体の取組事例を参考にしながら、本町における導入の可能性につきまして検討していきたいと考えております。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　先ほど広告媒体の拡大についてですね、触れられたかと思います。ネーミングライツは媒体の広報になるのではないかと考えております。イベントにも広がっているということなんですけれども、イベントは単発となるというところもありまして、募集や選定に係る手間に対して費用対効果が合わないんじゃないかなと思っております。一方、複数の契約で安定した収入が見込める施設のほうが私としては適しているのではないかと思います。全施設を対象とするというのは難しいかなと思うんですけれども、まずは１施設に絞りまして、試験的に導入する検討についてはいかがでしょうか。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　お答えいたします。議員ご指摘の通り、イベントにつきましては、私も単発的なものでありますし、逆に言いますと、同じイベントを毎年やっていくということになれば毎年同じ事務をしていかないと、ということになると、費用対効果という面ではどうなのかなという部分は考えております。施設のほうのネーミングライツにつきましてですが、まずは試行的に１施設実施してみればどうかというご指摘でございます。

本町としましては、まずはネーミングライツをすること自体がどうなのかという部分から入らないといけないかなと考えております。もちろん、定期的なネーミングライツ料ということで収入が入ってくるという部分は、メリットとして享受できますが、たとえばその逆のデメリット、やはりそのメリットよりはこちらとしてはデメリットのほうをまず考えないといけないかなと思います。

デメリットとしましては、先ほど課題として申しました部分もありますし、その他にも、たとえばその費用対効果がどうなのか、それから募集をかけても興味を示される事業者が町内におられるのかどうなのか、という部分もあります。町外にしてもですが。それから町民や関係者への周知、それからその方たちの合意形成も必要でしょうし、たとえば施設の名称が３年おき５年おきにコロコロ変わるとなったときに、場所やその機能がわかりにくくなるということで、混乱する可能性もあります。それからそうした施設の案内する看板や印刷物などにつきましても、名称を変更しないといけない可能性もあります。そういった部分をどう解消していくのかという部分をまずは整理していかないと、お試しということであっても、実施するまでには課題整理という部分は必要かと考えております。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　私としても試験的にと言ったのは、そういう準備を省略してまずとにかくやってみろということではなくて、もう全国的にも事例がたくさんあると思いますので、そういった情報を参考にして世羅町として試験的に実施可能かどうかというところでご検討いただければというふうに考えております。この項目の質問は以上です。

○副町長（金廣隆徳）　議長。

○議長（髙橋公時）　副町長。

○副町長（金廣隆徳）　私よりお答えをさせていただきます。この質問に当たりましては、内容を受け止めさせていただく中で、既存の制度、広告募集ございます。既存の制度をフル活用できていないという状況もある中で、それをさらに進化させるべきというご示唆をいただいたものと受け止めております。封筒一つとりましても、各課で財源に結びつくものはないかということで取組んでおるところでございます。決して財政課だけで関わることなく、それぞれの課でそれぞれの担当者が財

源を見つけ、その経費削減に繋げていこう。これは平成10年代後半に、財政、しっかりとしていかなくてはならないといった時代に、取組んだ開始の所以がございます、その精神をしっかりと再確認、再構築する中で進めてまいりますとともに、ネーミングライツにも触れていただいたところでもございます。やはりそういった意向があるのかどうか、そういったご確認また意見を、聞き耳を立てて動いていくというところも非常に重要なところだと認識をさせていただきました。引き続き、財源の獲得といった部分からも、しっかりと一つの要素として進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　広告事業のですね、たとえば封筒のこと、職員にそういう財源の大切さを意識してもらうということをおっしゃったんですけれども、その経緯はわかるんですけど、やっぱり広告事業というのは事業主目線で構築し、設計していかないといけないと考えておりますので、その点について改めて再確認というか、させていただければと思います。

○副町長（金廣隆徳）　議長。

○議長（髙橋公時）　副町長。

○副町長（金廣隆徳）　お答えをさせていただきます。この広告事業等取組んでいく上では、やはり広告主様の入口をしっかりと門戸を広げるべきというご示唆でございます。各課で取組む、仔細に亘って取組むところではございますけれども、まずは大きな窓口として、いろいろなお問い合わせは、まずここにいただきたい。そちらのところから入りやすさ、アプローチのしやすさをご示唆いただきましたように、ホームページの問い合わせ先含めまして、また白紙となるスペースも含めまして取組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　次に　職員による広報配布の見直しを　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　項目２　職員による広報配布の見直しを。

質問の要旨でございます。現在、広報せらは、職員が各自治会の担当者まで持参し、そこから各戸へ配布される仕組みとなっております。自治会未加入者へは郵送等で対応されているかと思います。

こうした配布方法には、次の課題があると考えております。

一つは費用対効果の観点、職員による配布に一定の人件費が投じられております。もう一つは定員適正化計画の観点です。令和６年４月１日時点で、私が確認できるデータだったんですけれども、職員数が目標値より８名不足している状況の中で、職員が配布業務に時間を割く合理性については再検討の余地があると考えております。

また、今後はAI活用による業務効率化が求められており、社会情勢を踏まえて既存の配布方法を見直すことは、職員の意識転換にもつながると考えております。

こうした観点から、広報配布方法の見直しが必要と考えております。そこで町の見解をお伺いします。

（１）現在の広報配布に係るコスト（職員の労働時間換算）はいかに。

職員による広報配布に、どの程度の時間・人件費が投じられているのか、実態把握についてお伺いします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　それでは佐倉悠希議員の２問目にございます職員による広報配布の見直しをについてお答えをさせていただきたいと思います。

この職員の配布が始まったのが、ちょうど合併後でございますけれども、これまでこの配布についてはですね、業務委託をして事業者といいますか、シルバー人材センターになりますけれども、配布をしていただいておりました。その時点の費用がかなりかかっておりました。約400万から500万いったのではないかと思います。その時点で財政的にかなり町も厳しい状況。多分ご存知と思いますけれども、基金も厳しい、なおかつ起債も多い状況で、借金の部分をですね、219億ございました。これをいかにどういうふうに職員一丸となって、解決していこうという意気込みを持たれまして、少しでも経費節減に努めようということから、労働組合等のご理解もいただきながら、こういうふうに職員配布という形になってきたわけです。当時

の職員数から言うとですね、もう既に 100 人規模減ってございます。現状 200 人を今切っている状況でもございますけれども、さまざまなご協力をいただきながら、また労働組合との話し合いも重ねる中で、これまでは帰るときに配布をしていただこうということにしてございましたが、現状では５時 15 分までの５時から 15 分の間、早期に帰る途中に配っていただきたいということをこちらからお願いを申し上げているところでございます。仕事の都合によっては時間外をされる職員もいらっしゃいますし、なおかつ出張ということもあり、複数日で配布をいただこうということです。私も３軒ほど行かせていただいておりますけれども、ご協力いただくのがですね、宅配ボックスみたいなものを置かれておりまして、雨にも濡れないように、そして実際持ってきたことがわかるように、そういった配慮も自治会、それぞれ代表者が行っていただいております。また職員も商店等への配布もありますし、細かく言えばこの地域は班というものがございますので、かなり近い範囲で、配布もしていただいている状況です。

現在の広報配布については申し述べた通りでございますが、ぜひとも５時には庁舎を出発していただきたいという思いの中で実施しているところでございます。この業務に係る労働時間・人件費につきましては、他の通常業務と切り分けた集計や換算は行っておりません。というのもそれぞれ時間外の、時間の職員の単価というものが複数金額的に相違してございます。そういったところをちょっと積算するとなるとかなりの金額になるかと思いますが、実際ですね職員も、配布したときに代表者の方とひと言、ふた言会話をする中で、行政の内容であったり、また地域の状況であったりのお話がキャッチボールできるようなこともですね、一つの職員にとってもいいことになるのではないかというふうに私は思っていますけれども、中には負担に感じている職員は確かにいるということは承知してございます。

人件費についてはですね、追加的な人件費については生じていない状況がございます。また広報配布は通常の行政事務の一環として行っていることから、現時点においては、当該業務のみを取り出した人件費換算は行っていないということをですね、再度申し上げておきたいと思います。

この方法についてもいろいろと考えてございまして、実は町の広報のみではないということはご承知いただいております。四半期ごとの議会だより、あと各団体のそういった広報、そして何よりも自治会のそれぞれのチラシ等も含めて配布をさせ

ていただいている状況はご存知いただいていると思いますので、これがなくなると、全てのその団体において、それぞれが配布をいただくということになりますので、職員もですねそういったところ一つ地域のためになると思って配布してくれているものと思っているところでございます。厳しい状況はわかりますけれども、財政というところを考えるとですね、この状況を続けていきたいという思いがあるわけでございます。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　ご答弁の中には時間外が発生していないというご答弁ありましたけれども、人件費というのは時間内の部分のことを主に指しているわけであって、そこに人件費が発生しているということかと思ってます。その５時から５時 15 分の間、その 15 分を他の業務に充てた場合と比べて、町民へ提供できるサービス、そういったサービスと比べて、広報配布する、何か優先する合理的な理由はどうなのかということで、改めてお伺いします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それではお答えをいたします。今町長のご答弁にもございましたが、やはり現在実施をさせていただいております職員による広報配布につきましては、議員ご指摘いただきました時間内での広報配布でありながら、住民サービスを 15 分間削ってということの合理的な理由ということで受け止めさせていただきました。こちらにつきましては、やはり逆に言えばですね、この 15 分間で自分が担当しているその地区に赴いて、その町民の方と対応する時間ということで、受け取っていただければいいのかなというふうに考えております。この職員が配るメリットというのは、その地域に赴いて地域の方とお話をする、留守の場合もございますが、そういったことを踏まえての、この月に１日、２日のこの広報配布でございますので、そういったところについては、やはりこういったメリットがあるのではないかというふうに考えております。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　今のご答弁については再質問したいというところなんですけ

れども、一旦次の質問に行かせていただきます。

（２）定員適正化計画の観点からの認識は。令和６年４月１日時点で、職員数が目標値より８名不足している状況にあり、第５次定員適正化計画でも推進方法として、民間活力の活用等が示され、業務委託の推進が明記されております。こうした中で、職員による広報配布の合理性についての認識をお伺いします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは２点目の定員適正化計画の観点からの認識はについてお答えをさせていただきます。

職員による広報配布は合併後の厳しい財政状況を背景として、平成 18 年に策定をいたしました行財政改革プランの取組みの一つとして開始をしてきたものでございます。

その後、勤務時間や自家用車の使用、事故時の取り扱いなどについても、労使で協議を行い、平成 30 年４月からは町長答弁にもございましたように、勤務時間内における業務として実施をいたしております。

現在の方法は、行政情報を各地域へ確実に届ける仕組みとして、これまで一定の役割を果たしてきたものと認識をしております。また、配布を通じて職員が地域に出向き、地域の方と顔を合わせることは、住民と役場の距離を身近にする一つの機会となると捉えております。

一方で定員適正化計画を進める中では、限られた職員体制に応じた業務のあり方を考えていく必要がございます。定員適正化計画に掲げる民間活力の活用や、業務委託につきましても、個々の業務の内容や、実施状況に応じて適正な方法を選択していかなければならないと考えているところでございます。

また、ホームページや LINE など、デジタル媒体による情報発信も進んでおるところは、ご承知いただいていると思います。今後、デジタル化の進展や住民の情報取得環境の変化などに伴い、広報の発行や配布の方法についても、将来的に変化をしていく可能性があるものと認識をいたしております。

職員による広報配布につきましては、現時点では、行政情報を各地域へ確実に届ける一つの方法として実施をしておりますが、今後の広報のあり方や情報発信を取り巻く環境の変化に応じて、その位置づけも変わり得るものではないかという認識

をしております。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　職員が地域の方と顔を合わせる機会になるということなんですけれども、お届けする相手というのが各自治会の配布担当者に限られているということと、職員が配布していることをそもそも知らない方もいらっしゃいまして、その公共サービスを提供する以上ですね、その住民の方と顔を合わせるっていうことが発生するわけなので、これ理由としては私は、弱いなというふうに受け止めています。労使との協議で整理されて、約 12 年前とですね、状況っていうのは変わっていると考えております。変化の速さっていうのは今後さらに増すと考えておりまして、その社会の変化に合わせて、その都度検討していく、配布方法を変えていく必要があるというふうに考えております。

今回このテーマで質問するに至ったきっかけというのは２つありまして、その一つは既に申し上げております通り、人手不足が進む中で、AI の活用を進めて、業務を効率化していかなければならない、そういった意識を持たないといけないということです。

この私の考えを言い表している記事がちょうど昨日の中国新聞に掲載されていたので紹介したいんですけれども、経団連の記事についてなんですけれども、来年の春闘に向けた指針の骨子案で、AI の活用を前提とした働き方改革が必要だと打ち出されています。前提としては人口減少が進んで、働き手も不足する現状に危機感を示して、付加価値の最大化と労働投入の効率化を実現するとされております。これは民間に限った話ではなくて、行政についても、本町についても当てはまるのではないかと考えております。これが一つ。もう一つは、他の自治体の議員と話をしていた際に、世羅町では職員が広報配布しているという話が、ちょっと話の流れで出たんですけれども、うちの自治体では職員が配布することは認められないだろうという反応が返ってきたんですね。そういった反応で、ちょっと職員が広報配布しているっていうのは、特殊なんだなというふうに感じました。これが一つ理由ですね。そこで質問なんですけれども、県内で職員が広報を配布している自治体は他にあるのでしょうか。また、そもそも職員がどうとかじゃなくて配布を行っていない自治体について把握していらっしゃいますでしょうか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えいたします。まず、議員ご質問の把握をしているか、してないかということについては、現在のところ私のほうでは把握しておりません。今、議員ご指摘いただきましたように、他の自治体の議員の方とお話をされた中で、職員が広報を配ることがうちの自治体ではあり得ないだろうということのご示唆をいただいたところでございますが、逆に言えば、世羅町で言えば、直接住民の方と接する機会をこの広報配布で持っている世羅町は、私は素晴らしいんじゃないかなというふうに逆には思います。

確かにですね、今後この配布につきましても、先ほどご答弁申し上げましたようにデジタル化が進むことによって、おそらく変わってくるというふうには考えております。ただ、この全国高齢化が進む中で、先ほどの答弁にも申し述べましたが、情報の取得環境の変化というものが、これからかなり難しくなってくるんではないかというふうに考えております。高齢者の方がいかにうまくこの情報を取得することができるかということによってですね、町の DX 化も進んでいくのではないかというふうに考えておりますので、こうしたことも踏まえて、今後、他の自治体とのことも見据えながら、この広報配布、職員が実施をしていくことについては考えていく課題であるというふうに認識をしております。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　では次の質問に行きます。紙媒体の段階的な縮小は。

LINE 配信やホームページ掲載といったデジタル配信は既に併用されていますが、紙媒体の配布も継続しております。デジタルに対応できない世帯への配慮を行いつつ、紙媒体の配布を段階的に縮小していくことについて、見解をお伺いします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　３点目の「紙媒体の段階的な縮小は」についてお答えします。

町では、毎月 15 日の広報発行日に広報せらをデータ化し、ホームページや公式ＬＩＮＥに掲載をしております。

一方で、紙媒体に基づく配布についてもこれまでと同様に行っている状況でございます。配布に際しましては、自治センターだより、国・県等からの各種周知チラシ等や議会だよりを併せて配布しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、他自治体においても紙媒体の配布について、新聞折込みによる送付や、個別郵送の廃止など、配布方法の変更を模索する動きがあることは承知しております。

また、各自治会の配布担当者の方からも、高齢化に伴い配布することが難しくなっているとのご意見もいただいているところでございます。

現時点におきましては、紙媒体の段階的な縮小について、明確にお示しできる状況ではございませんが、こうした周囲の状況等を勘案しつつ、より良い配布方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　今のご答弁で配布担当者から高齢化に伴い、配布が難しくなっているという声を受けているとのことだったんですけれども、ではどのような状況になれば、次の方針を示すことができるんでしょうか。次のステップとして数値目標などの設定などは必要ではないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。紙媒体での広報配布の見直しというところになりますと、やはり先ほど来お話が出ておりますように、紙媒体を縮小していくということになれば、広報紙のデジタル化ということがまず上がってくるかと思います。そうしたときには、やはり高齢者の方がデジタル化の広報紙を読んでいけるかどうか、そういうところのいわゆる情報格差の解消ということがまず一つ大きな課題かと捉えております。またもう一つ、情報が届かないリスク、これは自分からアクセスしてもらわないと情報に届かないため、若い方でも自分からアクセスしていくというところをしていただかないといけないので、情報が届かないリスクがあろうかと考えております。また、配信を受け取れる環境を各自準備をしていただくという環境整備といったところもあると捉えているところでございます。そ

ういったところの解消をしていく中で、この広報紙のデジタル化を進め、紙媒体での配布の縮小というところをしていかなければならないと思っておりますので、現時点で数値目標化というところはなかなか難しいかなと捉えているところでございます。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　では次の質問に行きます。（４）広報配布方法の見直しについての町の見解は。

　郵送化・業務委託化等の代替手段も含めた、広報配布方法の見直しについて、町の見解をお伺いします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　４点目の「広報配布方法の見直しについての町の見解は」についてお答えします。配布方法の見直しにつきましては、議員ご指摘の郵送化などの代替手段が必要であると認識をしております。しかし、現在職員が各自治会の担当者の方へお届けしている広報誌以外のものにつきましても配慮を行う必要があり、関係各位を交えた検討を行う必要があります。

　いずれにいたしましても、広報の配布方法の見直しにつきましては、一定の経費増は避けられないものと想定しており、慎重に検討を行ってまいります。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　一つ目の質問では、労働時間や人件費の集計、換算を行っていないと答弁されておりました。一方ですね、今のご答弁では一定の経費増は避けられないとご答弁されました。これちょっと矛盾しているなと思っておりまして、現状のコストを算出していないのに、なぜ経費が増えると判断できるのかということをお伺いしたいです。郵送費や業務費と委託費が増えるというのであれば、理解はできます。ただその場合は、人件費とてんびんに測って、どちらが経費が増えるのかというので初めて判断できるのであって、今のご答弁はちょっと理解ができないなというふうに受け止めております。その点いかがでしょうか。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。今４問目のご質問で私、答弁をさせていただいた内容につきましてのご質問でございます。この点につきましては職員の人件費というのは現状、最初の答弁でも申し述べました通り、職員の人件費という形では別枠で算出はしていないということですので、この４問目の答弁については、人件費ということは想定せずに業務委託をした場合、また郵送化をした場合というところでの実質的なコストが増えるという意味合いでの答弁をさせていただいております。以上でございます。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えいたします。冒頭、今企画課長も答弁しましたが、冒頭のご質問で今、毎月職員にお支払いをしている給与について、これは一定の額を公務の中でこの広報配布というものをやっておりますので、これについては変化がない。また、広報配布をやめることによって新たにたとえば郵送化または新聞折り込み等にすれば、それだけまたコストがかかるという状況でのコスト増ということでございまして、職員の人件費については公務の一環ということでやっておりますので、これについては月額の内容からは変わりはない。これについて職員の配布を郵送等に切り替えた場合については純粋にコストが増えるということでご答弁をしたものでございます。
○２番（佐倉悠希）　はい、議長。
○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。
○２番（佐倉悠希）　おっしゃっていることは私は理解しているんですけれども、その人件費についての認識がちょっと違うのかなと思っています。たとえばＡという事業とＢという事業をしたときに、業務委託費それぞれ 10 万かかります。事務費ですね。何でもいいんですけど、消耗品 10 万円かかりますとしたときに、Ａの事業は職員１人がつきっきりで年間携わる。Ｂという事業は、２人が付きっきりで携わるとしたときに、職員の平均年収がちょっといくらかすぐわからないですが、500 万だとして、Ａという事業は 510 万かかるわけですね。Ｂという事業は、1010 万かかるわけです。そこにそれぞれの事業としてのコスト感っていうのが出てくると思うので、公務だからその職員の給与は定額ではあるんですけれども、人件費を考え

る際に時間外の部分だけでコストを考えるっていうのはちょっと違うんじゃないかなと思います。それは民間の事業でもそういう考えすると思いますし、ただ公務の場合はそこは営利事業ではないのでなかなかそこを数値化するのは難しいと思うんですけれども、考え方としては基本的に公共サービスとして付加価値をどのぐらいの人件費でどのぐらい付加価値を提供できるかっていうので考えるべきだと思うのでちょっとそこは改めてと申し上げさせていただきます。

○副町長（金廣隆徳）　議長。

○議長（髙橋公時）　副町長。

○副町長（金廣隆徳）　お答えいたします。佐倉議員ご質問の要点につきましては15分間という一つの枠組みの中で、広報の配布にそれを職員として臨み、その対面も含めてですね、そういった効果もあるという中で、それを事務所において業務をしたならばどれぐらいのものに換算できるか、そこをしっかりととらまえていく必要があるというふうにご示唆をいただいているものと受け止めております。単純な計算の数字となりますけれども、仮に時間の労務単価が2000円だった場合に、200人が動きます。そして概数として12か月を考えた場合に、年間480万円という単純計算にはなりますけれども、それは時間単価でございましてその25%、15分に置き換えますと、120万円という短絡な数字ということで、これ一概に言えませんけども、目安としては考えられるところではないかと思うところでございます。その15分間を、どれだけの精度をもってどれだけの仕事を、業務をそこでしていくかという一つの物差しと、そして外にお伺いをして、町民の皆さん、また地域の皆さんに私ども貢献をしていくといった、そこは一つの行動で示していくところでありますけれども、議員おっしゃいますように一つの指標として考えればやはり120万円という年間の部分をどのように考えていくか、その部分をしっかりと仕事に置き換えてやっていくことができるか、その双方から睨んだ上での一つの考え方の物差しで受け止めていく必要があると認識をしております。今後のそういった検討する中で、しっかりとそのような考え方も踏まえて対処してまいりたいと存じます。以上でございます。

○２番（佐倉悠希）　はい、議長。

○議長（髙橋公時）　２番　佐倉悠希議員。

○２番（佐倉悠希）　今、副町長が概算で1年間で換算すると120万円とおっしゃ

ったんですけれども、この120万円をさらに付加価値をつけなければいけないので、たとえば営業マンで500万の営業マンが営業で500万の案件しか受注できなかったら、それは赤字なわけですよね。なのでもう何倍かのその付加価値をつけないといけないというところは申し添えさせていただきたいと思います。

最後にお伝えしたいのが、職員数が目標値を下回る中、今後さらに人手の確保は難しくなると考えております。限られた人員をどの業務に充てるかという判断が求められております。配布方法の見直しは、経費の課題であると同時に、職員の働き方を見直す機会であると考えております。この観点からもぜひ検討を進めていただきたいと思います。質問は以上です。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　佐倉議員からいろいろ人員不足、また経費節減、また町民サービス、さまざまな観点からのご質問だと思います。そんな中で広報配布については、私も前々から労使交渉する中でどうしたらいいかというのはいろいろ考えておりまして、職員の中でも今回の広報配布は嫌だというような声も出ているということを聞いています。しかしながら皆でやることというのはですね、この公務員というかですね、町民のために奉仕する職員の資質にも関わるのかなというところで、無理なご協力をお願いしているなとは思うんですけれども、ただこれまでも計算したことがあるんですね、郵送するべきか、郵送というか、いわゆる配布方法ですね。いろんな宅配方法もありますので、実際のところ１軒１軒配るっていう方法もありますし、自治会でご協力いただく方へ文書配布手当もお渡ししています。こういったところとの計算もしていく必要があろうと思います。一番いいのは紙媒体をなくすることじゃないかなと。ペーパーレスと。そのためにはホームページ、LINE、そういったところでいいのかといったところ。私はケーブルテレビに載せたらどうかと。拡大もできるし、ページをめくりますよと。ただこれを導入するのにいくらかかるか。ここら辺の計算を今からはしてくれという声もちょっと出しているんですけれども、ただテレビが映らない。映らないというか、ケーブルテレビを引かれてないお宅に、ではどうするのか。紙媒体で一旦また作らなくちゃいけない。それを自治センター、お店、金融機関、各所へ置いて、病院もですね、今でも置いていただいています。この二刀流をずっと続けるのか、悩ましいところですね。そこの場

所へ行けばデジタル版で見れるようにしてあげるのかというところ。これはいろんなパターンがありますので、私もちょっと今回佐倉議員の質問を受けてですね、なおさらちょっと拍車をかけていきたいなとは思っています。ただデジタルそのものが心と心が通うかというところ。今回議会だよりもいろいろ頑張って書かれています。興味が湧くような、そしてこの活字という媒体の中でどう人に心、議会内容いろんなものを伝えていくかというところはですね、本当 AI ができない部分だと思います。今 AI でですね、何でもできちゃう時代です。本当いろんなとこで訴訟問題も起きています。ですから、ＡＩはうまく活用しなくちゃいけないけれども、デジタルもこの私どものこの世羅町にとって一番良い流れとして、この時代に合った取組みを進めていきたいと考えておりますので、今後何らかの取組みについては早い段階で検討している状況でもあるということを議員のほうへお示ししておきたいと思います。それともう一つ、先ほど言いました町広報だけの問題じゃないというところもですね、ご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（髙橋公時）　以上で２番　佐倉悠希議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は１０時３０分であります。

休　憩　１０時１５分

再　開　１０時３０分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に　町の DX 推進の方向性と考え方は　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　議長。

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　議長の許可をいただきましたので通告に基づき質問させていただきます。

今回は町の DX 推進の方向性と考え方はということでございます。質問の要旨、本町が進める DX 推進について、効率化、利便性向上の先に、どのような地域社会の姿を目指しているのか、町の基本的な考え方を伺います。

３つの視点というのがありますので、ちょっとここで、詳しく説明したいと思い

ます。20 世紀の思想家で、異端の思想家と言ってもいいんですが、イヴァン・イリイチという方がおられました。もう亡くなられているんですけども、オーストリアウィーンに生まれ、若くしてカトリックの神父となりましたあと、プエルトリコであるとか、メキシコに拠点を移し、先進国から中南米に持ち込まれる近代化であるとか、あるいは開発援助といった、こういったあり方を非常に批判的に見つめて非常に、たとえばバチカンですね、それとも喧嘩になって、最終的には神父という職を失ったという、こういった異端の思想家でございます。彼はですね、教育、医療、交通、エネルギーといった、どう言ったらいいですかね。私たちの生活を支える制度、あるいは技術について以下の３つの考え方を示しました。

一つ目が逆生産性という考え方です。制度や技術は、初めのうちは人間の役に立ちますが、ある程度超えて大きくなると、かえって本来の目的とは逆の結果をもたらすという指摘でございます。たとえば学校が整えば整うほど、学校なしに自分で学ぶ力を失っていくんではないかと。あるいは病院が高度になればなるほど、人は自分の体と向き合おうという、そういう力を失うんではないか。さらに交通についても同じように、たとえば自動車の速度が上がれば上がるほど、渋滞や維持のための労働時間、コストが増えてですね、結局は人が移動のために費やす時間の総量はかえって増えてしまうと。こういった指摘をしてあります。便利になったはずなのに、かえって不自由になっていくと。こういった逆説をですね、具体的な例とともにたくさん示しております。

二つ目がですね、根源的独占という考え方です。ある一つの手段だけが唯一の正しいやり方として定着しますと、他の選択肢がなくなってしまうと。車が当たり前になっていくと歩くこと自体がなかなか選択肢として選べないというような、逆にウォーキングをしたりしている。そういうことがある。また病院というものが唯一の治す場所になれば、家庭や地域で体を気遣うという選択肢が失われていく。昔なんか私はですね、風邪ひいたら、リンゴをすってもらったりですね、そういったことがあった時代に生まれております。そういった家庭の中で体を労わるというか、親が子の面倒を見るということがなくなり、病院に行けばいいというような考え方になっているということを根源的独占と呼んでおります。

三つ目がコンヴィヴィアリティ、日本語では自律共生と訳されることが多い考え方です。これはですね、人間が道具や制度に使われるのではなくて自分自身でコン

トロールしながら、あるいは顔が見える関係の中で支え合っていく状態を指します。彼はですね、技術そのものを否定もしてなくて、また技術強制的な使い方、これを大切にすべきだと考えたわけでございます。制度に頼るのでもなく、かといって技術を拒むのでもなく、人と人の繋がりの中で技術を使いこなしていくこと。これが彼の理想でした。ということで、まず１点目、DX 推進と地域との共存についてです。デジタル化によって、住民同士の繋がりや対面での関わりが失われることのないよう、地域コミュニティとの共存の視点をどのように担保していくのか、今後の方針を伺います。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　佐々木浩康議員の、町の DX 推進の方向性と考え方のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来、議員からオーストリアの思想家のお話をしていただいたところでございます。いろんな考え方をお持ちの方がたくさん世界にはいらっしゃるんだなというふうに感じとっておりまして、学ばせていただいております。

今回の町の DX 推進の方向性の中でこの地域との共存についてご質問いただきました。

議員ご指摘いただきますように、町といたしましては、行政サービスの効率化や住民利便性の向上を目的にデジタル技術（DX）の活用を推進しているところでございます。

一方で、議員お示しのとおり、逆効果を懸念する「逆生産性」、デジタル上における特定事業者の市場支配を指す「根源的独占」、そして自律共生を意味いたします「コンヴィヴィアリティ」の視点につきましては、地域における DX 推進の重要な検討要素であるものと認識しております。

まず、「逆生産性」については、デジタル化が進むことでかえって地域の繋がりや住民サービスの質が低下するリスクを指すものと考えておりまして、DX の手法につきましては、地域コミュニティにおける伝統的な対面交流を損なわないよう、慎重に進める必要があるものと認識してございます。

次に、「根源的独占」の問題につきましては、特定の大規模ＩＴ事業者に依存しすぎることにより、地域や住民の多様なニーズに対応できなくなる懸念がご

ざいます。

これを避けるため、自治体としては複数の事業者から選択肢を確保し、オープンなデジタル環境の整備に努めなければならないものと考えております。

更に、「コンヴィヴィアリティ」の理念を重視し、デジタル技術と地域コミュニティが共に共生し、補い合う関係を築くことを目指すことが最も重要であるものと考えております。

具体的には、次の４点を町のデジタル化推進における重要な検討点と位置付けてまいります。

まず１点目として、デジタルサービスと人が直接対応するサービスをバランスよく提供し、誰もが利用しやすい環境をつくること。

２点目として、地域の活動をデジタルでサポートしながら、対面の交流も大切にすること。

３点目として、町民の意見をお伺いしつつ、地域に合った方法で DX を推進すること。

４点目として、対面での地域行事や活動を支える取組みも継続して進めていくこと。

こうした視点を基に、デジタル化と地域の繋がりを両立させ、町民の皆様が安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　町長から先ほどの根源的独占、逆生産性、自律共生という言葉をですね、使っていただきました。誠にありがたいと嬉しく思っております。ただしですね、イリイチがですね、逆生産性という概念で本当に警告していたのは、サービスの質は下がるということだけではないんですね。たとえば先ほども言いましたが、学校が学ぶ意欲を奪ってしまう、あるいは病院が健康への感覚を奪ってしまうと。たとえば、つまり制度化された手段がですね、その目的ですね、そのものを掘り崩してしまうというこの逆説ですね。これをたとえば町の DX に置き換えるならば、便利さを追求するデジタル化ではありますが、逆に、住民たちが自分たちで問題を解決する力、そのものを奪ってしまうんではないかと。そういう可能性があるということを、彼なりに解釈するならそういうことではないかと思っておりま

す。

逆の例をですね、DX 化されてない個人的なことも含むんですが、世羅西にアイアイシール会というのがございまして、私も加盟店としてやっておるわけなんですが、また監事もやっておりますので、その会計が厳しいというのもよくわかっております。約 30 何年前に始まったので、当時 30 数件お店があったんですが、今 9 店舗しかございません。毎月 7 日の夜に、商工会の世羅西支所に集まって、手書きで商品券の精算であるとか、あるいはイベントの計画ですね。ちょうどカープ観戦、町長も同じ日に私も添乗員として行ったんですが、そういったイベントを計画したりですね、実行したりということをデジタル化せずに手書きでやっております。

それどう言ったらいいんですかね。デジタル化するのがいいのはいいんでしょうけども、やはり店主は集まってですね、地域のことを話しながら皆で頑張ろうという、これがですね、逆に地域を守っていく力になっているんじゃないかなと私は常々思っております。また経営は非常に厳しくて、積み立てを毎年切り崩しながらやっておるわけなんですけども、別に行政に補助をくれということもなくですね、自分たちができる範囲でやろうという考えでございまして、また椿まつりに関しても、神楽を 20 万円で雇うと。去年ちょっと 15 万円に値切ったんですが、今年は 20 万円全額出そうやということでですね、そういった活動をやっております。こういった地域の自律的な活動、また、振興区においても私、会計をやっておりまして、自治センターから少ない補助金をいただいておりまして、何か行事をするたびに、皆さんが寸志であるとか、お祝いであるとか、そういうのを出していただくおかげで行事ができると。お餅つきをしたりですね、とんどをしたりですね、また懇親会でも、寸志を出していただくということで成り立っております。こういった町としてですね、この自律的な営みに対して補助金で一方的に支援するというんではなくて必要なときに、本当に困ってるところに後ろからちょっと支えてあげるというような関係を作ることができるんではないかと。そういったことを私は考えております。この点についてちょっと長かったんですが、町としての考えをお聞かせください。

○企画課長（藤川道代）

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。今佐々木議員からいろいろとご示唆をいただいたところでございます。議員におかれましても、商工会の活動であった

り、振興会の活動、こういったところに非常に従事していただいているということもご紹介いただいたところでございます。

一般質問でいただいておりますデジタル化と地域のあり方というところについてでございますが、全く佐々木議員がおっしゃっていただいたとおりというふうに私も受け止めておりまして、地域のあり方については非常に人口減少、また高齢化が進む中で厳しい状況でありますが、昨日も他の議員からのご質問にも答弁をさせていただいたところでございますが、やはりこういった地域の中においては、話し合い、皆さんがしっかりと自分の地域について話し合っていただくことというのは大変重要なことと私どもも考えているところでございます。議員がご心配されておられますのは、DX がむやみに進むことで地域コミュニティが本来持っていたであろうお互いに助け合う自律的な機能までも失われてしまうのではないかということを危惧されておられると受け取っております。そういったことのないように、もちろん DX は推進していかなければいけない課題と捉えておりますが、地域においては地域の元々持っている力、大切さをしっかりと守っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　大体理解されたと思うんで次に行かせていただきます。

（２）GIGA スクール構想、教育現場での ICT 活用について。児童生徒１人１台端末の整備や、生成 AI の進化の中、児童生徒の思考力、学ぶ力を育む観点から、町としてどのような方針で取組んでいるのかを伺います。併せて特定の機器・ソフトウェアの過度な依存を避け、多様な学びの手段を維持する考えについて伺います。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。

○教育長（早間貴之）　佐々木議員からご質問いただきました、GIGA スクール構想、教育現場での ICT 活用につきまして、教育委員会よりお答えいたします。

まず、児童生徒の思考力、それから学ぶ力を育むことを進めるためのテーマとしまして「主体的、対話的で深い学び」、そして「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」ということを掲げまして、教育活動を進めております。

この時、１人１台端末をはじめとする ICT 機器は、“効果的な学びを進める

ための道具”という位置づけで使用しております。もしインターネットや生成AIに安易に依存し、人間が振り回されるような形になってしまっては本来のあり方ではございません。そもそも思考力を育てることに繋がりません。

そこで、世羅町教育委員会といたしましては「学習集団による学びの成立」を重視しまして、互いの違いを認め合いながら対話を積み重ねることと、体験的な学習を積極的に取り入れつつ、必要な場面ではデジタル機器を効果的に使うことを組み合わせまして、一人一人に応じた学びとなるよう、各校に指導しております。

なお、「特定の機器やソフトウェアへの過度な依存」につきましては、現時点では起こっておりません。といいますのが、児童生徒が主に使用するGoogle Classroom、またCanvaは、学習資料の格納庫、兼互いの意見交換の場でありまして、そのツールという役目と考えております。しかし、今後、生成ＡＩなど特定のソフトウェアやアプリケーションの利用が増えることは十分予想されますので、安易に依存せず、本来の役割が崩れないような留意・指導が必要であると認識しております。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　過度な依存が子どもたちの学ぶ力そのものを失っては元も子もないのでその辺をしっかり留意してやっていただきたいと思います。

先ほどの答弁で生成AIなど特定のソフトウェアの利用が増えることは十分予想されると言われましたが、それがもうかなり生成AIがすごい勢いで発達しておりまして、現実にもうなりそうなんですね。もうなってるんじゃないかなというふうな感じもありましてですね。海外では禁止されるような動きももう出てきておりますので、その前にというか、もう今すぐにでも対応していかなければならないのではないかと。それを町としてのですね、ガイドラインであるとか、あるいは教員にこういった方向性を示すとか、研修を受けさせるとか、そういった考えはあるんでしょうか。その点をそういうガイドラインを作るような予定があれば、策定の計画などわかる範囲で教えていただければと思っております。

○学校教育課長（山藤弘基）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（山藤弘基）　お答えいたします。昨日の答弁でも少しお伝えさせてもらったんですが、GIGA スクールにおける学校への指導等々については各学校に通知をしているものがございますし、それぞれタブレットに関する決まりについても、それぞれ今、各学校に配布しているものがございます。今のところは以上でございますが、国や県から来た通知についても、それぞれ学校のほうには配布しておりますので、そのあたりも含めて規制というかルールづくりのほうは行っております。以上でございます。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　学校においては、そういうふうにある程度の規制がきちっとできているということですが、家庭ですよね、家に持って帰って、家にパソコンがある。AI が使えると。あるいはスマホでももう今どんどん使えますので、そういったこと等ですね、家庭との連携、あるいは子どもが家でどういうふうなことをしているかというようなこと、そういったところをこれから本当数年で大きく変わってくると思うので、やはり家庭への対策というか対応というか、その辺の密なやり取りというのはお考えでしょうか。そこをお聞かせください。

○学校教育課長（山藤弘基）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（山藤弘基）　今、議員ご指摘の通りですね、家庭への指導ということは今後していかなければならないというふうには考えております。ただ、学校としましても、その学校の教育の中で、やはり生成 AI についての指導ということ、もしくは考え方ということは指導していかないといけないかなというふうに思っております。

基本的には学校というもの自体で生成 AI を指導するときに、やはり先ほど議員おっしゃられたように、手段というものであるにもかかわらず、それが目的になる。なったときに、これはやはり先ほど言われたように逆生産性というものが生まれるというふうに思っておりますので、その目的と手段というものをきちっと区別しながら、それを子どもたちにも教えていきながら、やはり生成 AI というものを使用し、あくまでも何のためにしているのか、どうしてしているのかということを常に意識させ、もしくはその見方、考え方を子どもたちに付けさせていくという意識を

常に持ちながら指導というものをしていかないといけないというふうに考えております。以上でございます。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　ちょっと資料がもうバラバラになって、次行きます。

３点目ですね、AI を活用した新薬開発の進展と本町の国民健康保険財政への影響についてお伺いします。近年ですね、AI 創薬の進展により新薬開発のスピードが大幅に上昇しております。また遺伝子治療薬を始め、非常に高額な薬剤が増加しております。何年か前に 8000 万円ぐらいの薬が出たというような、8000 万円だったか、1600 万だったかな、今 800 万円ぐらいまで下がっているというようなとんでもない高額な薬剤が出ているということを聞いたことがあります。国保はですね、加入者に高齢者あるいは低所得者が総体的に多い。元々財政基盤が脆弱でございます。

本町の国保財政において、こうした高額薬剤の使用実績や給付費への影響について、町としてどのような把握をしているのかお聞かせください。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（髙橋公時）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮﨑満香）　３点目の「AI による新薬開発の進展と国民健康保険財政の持続可能性」について、お答えいたします。

初めに、町内の高額な新薬の利用実績でございますが、直近３年間の国保における利用実績はございません。また、高額な新薬の利用が世羅町国保財政に与える影響でございますが、県内全市町の高額薬剤の利用状況によって、翌年度以降の県全体の医療費推計と標準保険料率に影響を与え、ひいては町国保における保険税率の上昇につながるものと認識しております。AI 創薬の進展に伴い新薬は増加し、国保に限らず全ての保険者の財政運営に影響を与える一方で、これまでの新薬開発と比べ、医薬品開発スピードの向上と費用の抑制に、また、保健医療の高度化で人々の健康・長寿につながるものと考えております。

次に、県・国との連携や財政支援制度の活用状況、今後の持続可能な国保運営に向けた町の方針でございますが、国保は県と市町が財政運営を担っており、県全体の医療費を賄うために、県内市町が国保税を賦課し県に納付する仕組みとなっております。国や県の財政支援の活用はもとより、持続可能な国保運営に向

け、広島県国保運営方針に基づき県と市町で連携し、保健事業や医療費適正化などの取組を継続するとともに、引き続き国に財政支援を要望してまいります。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　先ほどの思想家のイリイチはですね、医療の限界という著作を書いておりまして、医原病という考え方を示しております。医療が高度化、専門化すればするほど人々が制度への依存を深めていく、そういう問題提起をしております。先ほどの答弁で町内では利用実績がないということでございましたが、結局は県内でそういった高額医療が増えれば、当然町へも返ってくるということなんで、やはり国のほうへいろんなそういったことを、たとえば高額医療費の共同事業など、既存の財政支援制度のうち、町として現在活用しているようなものがあれば、あるいは今後活用しようと考えているようなものがあれば、具体的に教えていただきたいと思います。

○健康保険課長（宮﨑満香）　議長。

○議長（髙橋公時）　健康保険課長。

○健康保険課長（宮﨑満香）　お答えいたします。高額医療への財政支援につきましては、議員おっしゃいますように、高額医療交付金制度というのが創設をされております。また国の支援のほか、県からの支援、また各保険者が拠出金を出し合って、そういった急激な医療費増の際に交付金を受けることもできるようになっております。それにつきましては拠出金を出し合うということになりますので負担のほうも生じておりますが、これは急激な負担増を避けるために負担のほう、年度間での平準化を図るということも目的になっております。

　国保への財政支援というのは国、県、また社会保障制度として確立をされておりますが、前期高齢者が多く、また低所得者が多いというこの構造的課題というのもあります。そういった面から、国や県のそういった財政支援のほうをしっかり活用のほうはしていきたいと考えております。以上でございます。

○５番（佐々木浩康）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　５番　佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康）　そうやって毎年ですか、積み上げて急激なものに対応すると。非常に国保税が高いんできちっと運営していただきたいと私は思っております。

個人的に思っております。

１件目、２件目とも重なるんですが、根本にある考え方というか、は同じだと思います。技術が高度化して便利になればなるほど、我々はそれに依存し、自分たちの力を失ってしまうと、手放してしまう、そういう危険性が常にあるんだということですね。

行政は企業とは違って、実績そのものを追い求めるわけじゃないですよね。あくまでも、住民自身が自らで協力しながら問題を解決していく。それの手助けをするというのが行政の役割ではないかなと。そういった余地を残しておくことがこれからですね、DX を推進するにあたって大事なんではないかとこのように思って今回の質問をさせていただきました。

あと私の好きな福澤諭吉が学問のすすめの中で、一身独立して一国独立すと言っております。１人１人が独立して、やっと国が独立できると。日本は本当に独立国なのかどうかという問題はさておきですね、根っこはやはり一つ、同じだと思っております。住民１人１人の自律を支える、そのための DX であってほしいと。それは教育においても同じであります。また国保に関しても同じであると。私はそのように考え、個人個人の力を十分に発揮していただくという手助けができればそれがこの町の力になっていくんではないかと、そのように考えております。

最後の質問なんですが、効率化とかですね、もちろん必要なんですけども、やはり住民の自律、あるいは自分で決めていく自己決定ですね、そういったものを、そのバランスをですね、どのように取っていくのか、町の基本姿勢を伺いたいと思います。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　佐々木議員のですね、これまで町も DX を進めようといろいろと取組み、また世界的に発達というか発展がすごい激しく進んでいる AI、これらに危機感を持って町としても対処しろということでありますし、その中でも人間性を失うことなく、そして個々を大切にし、個々の潜在能力をもっと引き出す中で世の中を作っていくべきだということだと思います。

世羅町小さなコンパクトな町でございまして、住民との距離も近い。そして何よりも地域の医療機関であったり、昨日ありましたように介護の関係、さまざまな生

活の中で住民とお話をする機会、顔の見える関係は築いているものと思います。ただまだ不足している部分もあろうかと思いますので、今後この技術の革新によってですね、そういったところが失われないようにしっかり町も整えていきたいですし、またまだまだ学ぶところも多くございますので、今回こういった質問の中でいろんな方向性、ご提案もいただいたところでございます。危機感をしっかり持って、今後とも進めてまいります。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　以上で５番　佐々木浩康議員の一般質問を終わります。

次に　持続可能な地域運営をどのように描いていくのか　11 番　田原賢司議員。

○11 番（田原賢司）　議長。

○議長（髙橋公時）　11 番　田原賢司議員。

○11 番（田原賢司）　議長より発言の許可をいただきましたので通告に従い質問させていただきます。

大見の集落づくりにつきましては、企画課長を初め、広島県の職員の方々大変お世話になりました。その話し合いの中からですね、地域から出された普段お聞きしている意見等を踏まえて質問させていただきます。

持続可能な地域運営をどのように描いていくのか　大見集落づくりアンケートから、１番として、行政運営の前提を共有し、現実に合わせた制度へ。

世羅町では、人口減少と高齢化が進む一方で、制度や仕組みの多くが「拡大期の前提」を残したまま運用されているように見受けられます。

たとえば、自治会や地域団体への役員配置、行事運営、地域組織の維持などは、かつての人口規模や担い手数を前提にしたまま続いております。

一方で、町はこれまで、地域おこし協力隊員の配置、地域づくりの助成金制度、移住・定住促進策（空き家バンクや移住相談窓口など）、また地域振興計画の策定など、前向きな取組みを積み重ねてまいられました。

しかし、これらの取組みを持続させるためには、行政と住民が同じ現実を共有し、制度そのものを現状に合わせて再設計する必要があります。

行政として、現状をどのように分析し、制度の見直しをどのように進めていくのかお伺いします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　田原賢司議員の持続可能な地域運営をどのように描いていくのかのご質問でございます。大見集落づくりアンケートからのご質問となりましたけれども、これまで大見振興協議会においては２年間、県のお力もいただきながら話し合いの場を多く持っていただき、これからの大見をしっかり頑張っていこうという、一つ住民の方へもしっかり周知をされながらですね、取組んできていただいたところでございまして、行政としてもですね、しっかりそういったモデル地域を応援すべく取組んできたところでございます。

この取組みあるいは令和６年度より、いつまでも地域で暮らし続けられる集落づくりの実現に向けて、地域づくりに関する継続的な話し合いの場づくりを進めてこられるとともに、地域住民の意見を幅広く聴取し、地域活動に反映することを目的に令和７年度に地域内アンケート調査を実施されたと把握しておるところでございます。

町におきましても、昨年度、各地域へのヒアリング及び町内全地区の中組織を対象に地域の活動実態、地域の困りごとや行政へ望む支援内容などの集落活動調査を実施し、その結果の分析、行政・地域の皆さまへの共有を行ったところでございます。また、令和８年２月に広島県と町の主催によります「地域づくりシンポジウム」を開催し、集落活動調査の結果報告とあわせ、地域づくりや中山間地域の将来像について、行政・地域が一緒に考える場としたところでございます。今後も一緒に考え、必要に応じ制度の見直しも検討してまいるところでございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　この２年間、私もいち住民としてというか、この間、区長、副区長、また今年区長やっているんですが、そういった立場で参加させてもらいました。日頃住民の方からお聞きする意見の中で、一つが補助金制度のことがございます。高齢化していく地域の中で、簡素な制度設計が必要ではないか。これは国、県、町含めて申請補助金の仕組みが複雑化しているのではないかという疑問を投げかけております。と言いますのはたとえば草刈り、これは刈っているか、刈ってい

ないかで本来判断すべきであって、お金の収支の使途まで求める必要があるのかという、一つ疑問点があります。また中山間のことにつきましても、当初、制度が始まったときには草刈りがされているか、されていないか。一つはそれは町が確認して、それがOKだったら全てOKだったんですが、それがいつの間にか使途について非常に細かく出されるようになったと。そういったところの働きかけ、一つは町の中のそういう制度設計のあり方を変更することができるのか、できないのか。また、国に対してこれから高齢化していく社会を変えていく要望を町として継続的に、我々議員も含めてなんですが、中央に対して要望していく姿勢、その点を伺います。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　今議員からご指摘ありました。産業振興課としましては中山間の事務につきましてご説明をさせていただきます。議員おっしゃるとおり、中山間の事務が非常に細かいことになっておりまして、昨年度第６期でありましたが、これを更新をするときにですね、今後５年間の計画を立てるとかということにつきまして、現在事務を行われている方が高齢化をされておりまして、５年間この事務はできないとか、非常に機械、いわゆるパソコン等ですけど、使うのが難しいということがありました。これにつきましては私も同感でございましたので、昨年国の農林水産省の方とお会いしたときには、簡素化していただきたいというご要望はさせていただいておるところでございます。しかしながら新聞報道等によりますと、国のほうの考えとしましては、こういった中山間事業の広報が行き届いていないという判断をされておるようでございます。

　町としましては、広報をしてないということではなく、事務が難しいので利用者が少ないのではないかという指摘というか要望をさせていただいております。これはですね、引き続き県等を通しましても同じようなことは引き続き要望していきたいと、このように思っておるところでございます。中山間事業につきましては以上でございます。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　私のほうからは議員のご質問の中の国に対しての要望ができないものかというところのご質問に対してお答えをさせていただきます。

毎年度、国に対しての要望というところに関しましては、町村会、内陸部振興対策協議会といったような団体で要望を取りまとめて、各省庁に向けて要望をしているところでございます。各課におかれて、こういった課題感があるものについては取上げていただければ企画課を通してこういった要望をしてまいりたいと、継続的に他の市町も一緒に取組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　町道の草刈りのところの回答はまだなんですけど、非常に高齢化するとそういったところが難しいことがありますし、本来制度が始まったときの思いがいつの間にか、これはふるいにかけるような制度に切り替わってきたのかなと思います。本来ですと長く、農地であれば農地を維持する、町道の維持管理であれば維持を草刈りをしてもらうのが趣旨であって、使途についてとやかくどうこう、本来それをやってもらう目的で一目瞭然それがやってなかったらやってないで報告しなければ済むだけの話ですので、そこら辺のところが時代の変化とともに変わってきたのかなと思います。

特に中山間については会計検査、この間に何回か受けている中で、非常に本来の趣旨が会計検査によって変わってきたのかなというところもございます。ただ本来世羅町を始めですね、県北の中山間地においては、こういった農地の維持管理、この暑いさなか頑張っておられる農家の方々がいらっしゃいます。それで消費者にお米を届けるとか、野菜を届ける。ある地域においては500頭のシカが群れを成しておるようなところもございました。そういったところをいかにして守っていくかというのは、やはり中山間に位置している世羅町が周辺部の自治体を巻き込んで中央へ乗り込んでいくような姿勢が必要ではないかと思います。

それでは２点目の質問に移らさせてもらいます。小規模集落の現状と、期待・負担のバランス。

世羅町の小規模集落では、自治会役員のなり手不足、地域行事の縮小、休止、高齢化による作業負担の増大、集落内の移動手段の確保困難など、従来の地域力を前提とした仕組み作りが維持しづらくなっております。たとえばある集落では、祭りや清掃活動の担い手が減り、行事の継続が難しくなっている。別の集落では、自治

会長が数年連続で同じ人に固定されている。地域の限界を感じる場面が増えているといった具体的な声も聞かれます。行政として、こうした実情をどのように把握し、過度な期待や負担が生じないよう、どのような支援や見直しを検討しているのか伺います。

○建設課長（福本宏道）　議長。

○議長（髙橋公時）　建設課長。

○建設課長（福本宏道）　先ほど１問目の質問、町道の草刈り作業交付金について答弁が漏れておりましたので答弁いたします。町道草刈り作業交付金につきましては使途の制限を設けていたものでございます。以上でございます。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　それでは２点目の「小規模集落の現状と、期待・負担のバランス」のご質問にお答えします。

人口減少や高齢化に伴い、小規模集落での担い手不足が顕著となってきており、地域活動や行事の継続が困難な状況にある小規模集落があることは把握をしております。

このような地域の課題に対し、担い手の発掘・育成や負担軽減のための仕組み、事業の見直しといった視点が重要と考えております。今後も地域の声を丁寧に聴きながら、持続可能な地域づくりに向けて、必要な支援や見直しを地域とともに検討してまいります。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　私も以前はこの自治活動を職員として推進する立場でありました。ただ現実、平成20年代に始まった当初から言いますと、今の集落の現状を鑑みたときにですね、一部の大きな自治会については、まだまだやっぱり人口が違いますのでかなり余裕があるなと思います。ですが人口が1000人を切るような自治会においては、中組織を鑑みたときに、非常に中組織のバランスが、組織力がですね、非常に差があるのを感じます。これは同じ大見地区においても、ある集落では高齢化が７割、低い集落ですと４割台という形で、７割と４割ではどれだけ違うかというとですね、先ほど文面で言ったとおり、区長や副区長がほぼ固定化すると。

そうでないところにおいても、総会がですね、年に１回の総会が苦行の場になっています。誰が区長をするか、誰が班長をするか。そこが非常に押し付け合いになってくる場面がございます。これ我が集落でも一緒ですね。今年役員会を開いていく中で、じゃあ、どうするっていう形で、役員会開いております。一つネックになるのはですね、先ほど言われた広報の配布があります。班長になりますと広報を配っていかないといけない。班長が配る戸数が 10 軒程度ございます。そこへ配るのがですね、やはり道が狭いといった問題があります。今年で言いますと、その生活道を上がっていく中で、空き家が増えてまいります。途中の空き家があるとですね、その生活道へ穴が開いておったという報告を受けました。脱輪するかもしれない。歩いて行っていたら、ちょっと暗くなったらそこへ足をはめるかもしれない。

昔職員でおったときに、福祉の道という事業がございまして、これは保健福祉課のほうで以前やっていたんですが、合併してまだこの事業あるのかなと聞いたところ、ないという回答でした。これは福祉の道という事業はどういった事業かというと、高齢者世帯や障害者の方がいる世帯に対して一定の所得というのはあるんですが、所得制限以下の方については、その道の復旧を町が担ってやりましょうという制度です。現実高齢化していく中で、そういった生活道の復旧が非常に難しいところがございます。そこをなかなか地域で担うというのも難しいところがございます。そういったところがこれから高齢化していく社会の中で、町として何とかできないものか、これは福祉の観点、また公共的な建設課のところ、こういったところがこの小規模集落の中で、期待と負担感という形で出ております。その点いかがでしょうか。

○建設課長（福本宏道）　議長。

○議長（髙橋公時）　建設課長。

○建設課長（福本宏道）　お答えいたします。生活道路の整備、修繕についてでございますけれども、町のほうでこういった道路の修繕をするとなると、やはり一定の公共性が必要になるのではないかというふうに考えております。そういった意味で世羅町の場合、町道認定基準に照らしますと、幅員 1.5ｍ以上、２戸以上、かなりのものをですね、町道として認定しているものでございます。これ以外の町道以外の生活道路につきましては、現在修繕等はしておりませんけども、路面のですね、未舗装のところであったり、相当傷んである場合には、生活道舗装要綱に基づき、

舗装を行っているところでございます。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　生活道の舗装はされておってですね、長年経過すると暗渠等が土砂、吸い出し効果により舗装路面のほうに穴があくと、スポットが生じます。そういった補修がですね、若干、我々が目にする生活道の中で言うと、そういった補修が多々あります。それ以前ですと、これ私が福祉にいたのは合併前ですので、そういった補修をするために福祉の道という事業がございました。そういった事業が本来これからの高齢化社会の中でいうと必要ではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○副町長（金廣隆徳）　議長。

○議長（髙橋公時）　副町長。

○副町長（金廣隆徳）　私よりお答えをさせていただきます。先ほど建設課長から答弁を申し上げた状況の中で、現行におきましては、出来うる限り生活道に類するところ、過去の経過もありますけれども、町道認定をし、できるだけの対応はしたいという形で進んできている中で、未舗装、そして自己で切り開かれた生活道につきましては、議員からもご指摘いただきましたように生活道の舗装事業でそこをお手伝いをさせていただいているという状況でございます。その中で鋭くご指摘をいただいたこれからの状況の中で、一旦は自己資金で全て整備をされても、その不具合なり経年劣化によって大きな金額が伴わないと生活道を保持することができないといった事象を、今ご提起、ご意見をいただいたところでございます。

　これまでの経過状況につきましては、答弁を申し上げた中で、誠に非常に心苦しいところでございますけれども、現行対応する事業がないという状況ではございます。今般、いただきました事象を、この後どのような福祉の後ろ盾、対応していくか、これからの課題として受け止めたいと存じます。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　先ほど途中で言いかけた生活道、途中草が生い茂ったところ、これ途中の家が空き家になったり、要は、在住の方がいらっしゃらなくなると。帰ってきてもたまに年にそれこそ数回程度になってくると、そこが所有されている土

地というのが草だらけになっています。今年相談受けたのがそこがイノシシやシカの寝床になっていると。ある日突然近所の方がそこへ何か物を持って行きよったら、イノシシが急に出てきたと。イノシシのほうもびっくりして逃げ去ったんでよかったんですが、向かってきたら恐ろしかったなと。その話を聞いてその所有者には連絡はとってできないものかと言ったんですが、やはり在住でないので、費用負担してまでなかなか色よい返事はないと。要は、ご当家から見ると昔はお隣さんではあったんですが、そういった近隣でそういう放置されて草だらけになって獣害なんかも出てくる。猟友会の方にはお伝えして２、３回駆除に入ってはもらったんですが、なかなかそれでは抜本的な対策にはならない。やはり草を刈って、獣が寄り付かないような環境づくりがいる必要があります。これに対して町のほうで新たにそういった地権者へアプローチというものができるのかできないのか、その点をお聞かせください。

○建設課長（福本宏道）　議長。

○議長（髙橋公時）　建設課長。

○建設課長（福本宏道）　お答えいたします。空き家等の管理につきましては、空き家等対策推進特別措置法に基づきまして担当建設課において所管しておるものでございます。

　空き家の管理については、もちろん所有者の方が管理するのは当然でございますが、管理されない空き家につきましては、周囲に悪影響を与えている場合等ございましたら、町のほうから所有者に対し、助言、指導を行うよう努めているとこでございます。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　そのような事例があったらまずは町の建設課ということでよろしいですね。はい。それともう一つ小規模の集落から出ている問題として、いろんな多機能な集落を、これまで行政として要望してきたと思います。一つには体協という存在がございます。いつまでも若ければ、スポーツ推進委員ですか、スポーツの関係委員ですが、その中でイベント、マラソンや駅伝などのイベントの動員があります。昨今ではかなり動員数の減少化、要請数を減少していただいてるんで、非常に助かる面があるんですが、いずれこれも我々集落を見たときにですね、一番

最若年層が 50 代と。以前ですと 20 代、30 代の方がメインだったんですが、高齢化しております。こういった部分でこういったイベント等を単独町でやるのではなくてですね、今後こういったものも広域化など検討するべきではないかと思うんですがその点はいかがでしょうか。

○社会教育課長（向原孝樹）　議長。

○議長（髙橋公時）　社会教育課長。

○社会教育課長（向原孝樹）　駅伝等のスポーツイベントを今後省力化してはどうかということについてお答えをいたします。

　各地域からですね、駅伝等に協力をいただいているところなんですが、これにつきましては、当然認識をしておりまして、駅伝のコースの再編ですとか、省略化に努めながら取組んでいるところです。以上です。

○11 番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11 番　田原賢司議員。

○11 番（田原賢司）　住民として協力できないという話ではありません。年を取ると生理的現象、なかなか以前は２時間我慢できていたものが、1 時間 30 分、どんどんどんどん短くなってまいります。それが非常に少ない時間であれば、そこの立哨員として立っていても、我慢はできるんですが、それが 20 代、30 代の方と一緒でずっと立っておると、なかなかつらいものがあると。そういった生理的なところも考慮いただきたいというのが、地元の方々から聞いております。これは協力したい、協力したいけど、なかなかそこが難しいというところがあります。これはもう人間、どうしても年を取っていくんでしょうがないところがございますので、そういった配慮ができるものかどうか、なかなか公共のトイレが少ない中で、難しい点もございますので、コースでそこを短時間で済むような考慮というのができないかどうか、その点を伺います。

○社会教育課長（向原孝樹）　議長。

○議長（髙橋公時）　社会教育課長。

○社会教育課長（向原孝樹）　お答えいたします。コースの省力化、また負担の軽減というところは当然考えておりまして、今、中国実業団駅伝、世羅駅伝、中国女子駅伝、世羅西駅伝等さまざまな大会を運営しているところなんですが、これらの大会につきましても、スポーツ協会の中で、さらにまとめてできないかとか、また

直近で言えば、中国実業団駅伝が今年度、現コースでの実施が最後ということで、次年度からはコースも変わるという中で、世羅駅伝をこういった実業団駅伝と一緒に併せてできないかとかいうところも検討をしているところでございます。こういった中で、皆様の負担の軽減といったところも図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　世羅駅伝は行ったきりのコースですので、非常に我々地元のほうでいうと協力しやすい。さっと行かれるだけですので、短時間で済むと。ご高齢の方が協力もしやすいといった声がございます。その点はまた踏まえながら、ご検討いただければと思います。

それでは次の質問に移ります。住民の負担感の可視化と政策反映。世羅町では地域づくりアンケートやヒアリングなど、住民の声を拾う取組みが進められています。しかし、負担の実態を体系的に可視化し、政策に反映する仕組みはまだ十分とは言えません。

たとえば、自治会役員の負担感、地域行事の準備・運営の負担、高齢者が中心となる作業の偏り、地域団体の会計・事務作業の重さなどは、集落ごとに大きく異なり、負担の偏りが顕著です。

行政として、こうした負担の実態をどのように把握し、政策に反映しているのか。また、住民と行政が協働して負担の軽減を進めるための仕組みづくりをどのように進めていくのか伺います。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長(藤川道代)　それでは３点目の「住民の負担感の可視化と政策反映」のご質問にお答えします。

町では、住民の負担感を的確に把握し、政策に反映することは重要な課題と認識しております。

しかし、地域ごとに異なる住民の負担感は、その背景も異なることから、負担の実態を体系的に可視化することは容易なことではないのが現実でございます。

今後も自治組織会長会議や自治センター長会議などだけではなく、住民自治

組織へのヒアリングや実態調査などを定期的に行う等、地域が抱える課題や要望などを把握する機会を設けてまいります。

町といたしましては、地域によって状況が異なることから、一律の施策だけでは解決が困難である場合も多いため、行政が一方的に決めたことを押し付けるのではなく、地域住民自らが課題を共有し、話し合いながら解決策を模索するプロセスを重視しているところでございます。

○11 番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11 番　田原賢司議員。

○11 番（田原賢司）　ここで大見集落づくりのアンケートの中で出た意見をご紹介したいと思います。

40 代の方から、本来なら既に私自身も担い手側で参加し、自分たちの親世代以上の方々を支援すべきとは思います。しかし、あまりにも世代人口が少なく、人手が不足しており、その改善は困難という事実もあり、残される受け継ぐものとしては、荒廃した地域とならないように、現在できる活動の縮小化と、各々地域住民自身が自分の身の回りの物を片付けしまう方向に、目も、手も、意見も向けてもらいたい。

また 50 代の方から、地域の支え手、担い手 40 代、50 代が少ない中で、組織のスリム化を図るべき。できることすべきことを絞る必要がある。人口減少が避けて通れない中、やめる勇気が必要だと思う。また人口減少と高齢化が加速していく中で役員の数とか行事の規模を見直す時期が来ていると考えます。

またこれ 80 代の方ですが、自治センターの行事が多すぎると思います。区長などの役員への負担が大きい、必要な役員の数も多すぎる。1 人で何役も引き受けていかないといけない。しんどいです。安易な振興区の統合には反対です。統合によって戸数は増えるかもしれませんが、さまざまな行事への参加が、他に人がいるから自分は出なくても大丈夫と他人事になってしまい、結果的に統合前より人が減ったということも起こりうるかもしれません。

また今度は 70 代ですね。高齢化しているのに行事等は昔のままであり、簡素化を言えば地元出身者ほど固定観念が強くやりにくい。時代は昭和から令和へと、皆新しい考えでやってほしい。老人だけの家になり、空き家となって、誰も管理できない場合の対策はどうするのか、また老人会が多くなって、肉体労働、草刈りや道内を振興区行うのは難しくなってきている。

またこれも 85 歳以上の方ですが、限られた人に負担がかかりすぎる。人数の絶対数が少ないんだから無理が来ているというご意見が寄せられています。こういった意見のモニタリングは非常に重要だと思います。なかなか人前では言えない意見というのは、それぞれの胸の中、思いとしてあるのだと思います。ですが、それが我々議会にしても、行政にしても、以前のまま、もうどんどんどんどんやるべき賑やかな社会を作っていこうという方向ばっかりでもいけないのかなという意見がここに出ているのかと思います。そういう意味でこの集落づくりの話を寄ってすると、またアンケートを取っていただいたというのは、大変集落の現状を押さえる上で大切だと思います。

ただ一方で辞めていくばかりでは、集落というのは色がなくなって寂しくなっていく。やれるものができるだけやって、賑やかな場面も作っていかないといけないと。大見ではそういった意味で、よってけぇ祭や、また 10 月の 25 日には花火大会を予定しております。これは地域外関係交流人口の中で、大見地区出身者の方へ実行委員として入ってもらいながら、関係性を保ちながらやっておるところではございますが、なかなか自治センター単位では動けるけど、もう中組織ではなかなか難しいという場面があることを、行政はぜひ知っていただきたいという意見を非常に多く、最近区長の立場で聞いております。その点の今後の進め方を、昨日の同僚の一般質問の中で他の地区でもやっていかれると思うんですが、一つには確かに他人事ではなく、集落の中で生まれ育った人がリーダーとして、地域を引っ張っていく体制が必要だと思います。ですが、それは減ってからでは遅いので、できるだけ今いる、一定程度の人数がいる中で、今いる方がですね、そういった体制で動けるような支援が必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。今さまざまに大見地区で行っていただきましたアンケートの率直なご意見、本当にそういった意見を今述べていただきありがとうございます。まさにこういった特に 40 代、50 代の方の意見の中には、組織のスリム化であったり、辞める勇気といったようなご意見が 40 代、50 代の世代から出ている。こういった意見をまさに聞きたい、そういったところを地域の中で出していただく中で、地域としても今後どうあるかというところを考えてもらい

たいというのが今地域での話し合いのサポートをさせていただいたり、アンケート調査をさせていただいている目的の一つでもございます。

今議員もおっしゃっていただきましたように、町といたしましては、いつも申し上げておりますが、今地域のほうも、かなりそうは言ってもこの行事は残していきたいですとか、関係人口を作っていきたいということで、新たな事業を立ち上げられる場合もあります。しかしながら、何を残して、何を減らしていくのかという視点は、必ず持っていただきたいというのは私も再三いろんな場面でお話をさせていただいているところでございます。まさに人口が減っていく中で高齢者が増えていく中で、何を残すのかというのは、地域の中で考えていっていただきたい。そこの考える場づくり、また考えていっていただきたいということを周知をしていく場づくり、そういったところを町のほうで引き続き行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

議員おっしゃっていただきましたように、減ってからでは、これを考える力も失ってしまってからでは遅すぎますので、今まさにそういったところを一緒に考えてまいりたい、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　それでは４点目、「縮減を前提にした町の姿」を共に描くプロセス。

世羅町では、公共施設の維持管理や地域サービスの提供において、縮減を避けられない局面が増えています。たとえば、公共施設の老朽化と維持費の増大、バス路線の利用減少、集落内の空き家増加、地域団体の活動縮小など、町として「何を維持し、何を縮減するか」の判断が求められる場面が増えています。

行政は「縮減を前提にした町の将来像」をどのように描き、住民と共有し、協働して進めていくのか。そのプロセスをどのように設計しているのか伺います。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　４点目の「縮減を前提にした町の姿」を共に描くプロセス」のご質問にお答えします。

議員ご質問の「縮減を前提とした町の将来像」とは、人口減少や高齢化、地域

資源の減少といった社会情勢を踏まえ、無理な拡大や維持ではなく、むしろ規模を適正に縮小しながら持続可能な町のあり方を目指すものと考えております。町といたしましても令和７年度に「世羅町第３次長期総合計画」及び「世羅町第３次まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各施策について戦略的に推進することで、持続可能なまちづくりを着実に進めるよう取組んでおります。また、本計画の推進につきましては、関係団体や町民参加によるワークショップを通じて意見を反映し、定期的な進捗評価と見直しを行うことで状況変化や住民ニーズに柔軟に対応する体制の構築を図ってまいります。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　柔軟性は非常に大切だと思います。私が若い頃、福祉課から産業課へ異動になったときがあるんですが、そのときにある地区の方から言われました。当時は営農の関係で言うといろんな地区の視察へ、職員がついていくというのが定番でございました。当然私も担当者として、その地域の選定等へその地区の毎月の寄合いへ出ていたわけなんですが、そこで出されたのは、「成功事例は見たくない。」成功事例は確かにいいことにはなっているのはあれなんですが、できれば失敗事例、なぜできなかったかと。そこが知りたいというのが、その地区の方々から出された宿題でした。なかなかでも、失敗した事例を紹介してくれと言ってもですね、なかなかないぞと。当時広島県の普及員の方とですね、どうしたもんかなっていう形で、当時で言うと、営農組合を作って共同化してという道のりが我々、職員には使命として課されておったわけなんですが、地域に対してそういう受け答えをしなくてはいけないといった中で、たまたま昔旧世羅町なんですが、昭和40年代に営農組合をやって解散した事例がございました。そこへたまたま役場のＯＢの方や県のＯＢの方がいらっしゃったんで、そこを紹介した経緯はあるんですが、あの当時そこで言われたのが、失敗のほうが学びが多いと言われたのを覚えております。それはなぜ失敗したかと、みんなが研究しだしますとそれが話題にもなるし、成功は見るのは簡単で一つは真似れば、一過性のもんでちょっとは成功するかもしれない。ただ、板につかないというのをおっしゃられておりました。その地区については、その後営農組合からスタートして、現在では法人化して大規模化されております。

集落づくりというのはそういったところが大切なのかなと思います。ですがそれも先ほど言ったようにある程度リーダーを担える、素養のある人が、地区にいないといけないと。それが残された時間が非常に少ないのかなと私自身思います。というのも、大見もですね、人口のグラフを見たときに、一定程度、40代・30代・20代の方もいらっしゃいます。ですが、いまだもって70代・80代の方が、その世帯で出られておれば、そこにいくら20代・30代・40代の方がいらっしゃっても、親父が出てる、お母さんが出てるといった形で地域へは出てこない。そこはデータでは見えてこないもんですよね。いても、結局集落へ関わりがある人が少ない。関係交流人口という中で言えば、そこも落とし穴になるんですが、なかなか我が子を含めてですね、それを出なさいというのは、難しいところがございます。昔のように、地域の賑わいがない中で、昔で言うと、以前もここで言ったんですが、香遊ランド祭りで演歌歌手が来るとか、健康まつりといって国保の祭りなんですが、そこで子どもフェスタみたいなことをやって、夜、賑わいがあるとか、そういった賑わいがございました。そこで集落の方が気楽に寄る、またそこへ若い方が参加してスタッフとしてやっていくという場面がございましたが、そういった場面がなかなか高齢化していく中で減っていく。行政もいっぱいいっぱいのなかでそういった余裕もなくなってくると。補助事業がなくなったという面もあるんですが、そういった潤いが最近なくなってきたのかなと思います。そういった地域、人材が枯渇する前に、ぜひそういったサポート、集落のあり方をですね、情報提供する場が必要ではないかと思います。その点いかがでしょうか。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。今議員のほうからさまざまに過去のいろいろな取組みであったり、今後に向けたご助言、ご提案もいただいたと受け止めております。町といたしましても、この集落のあり方につきましては、昨日も答弁をさせていただきましたが、やはりおっしゃっていただきますように、本当に人が減ってしまう前に、何かみんなで考えていかなければいけない、そこをしっかりと町としてもサポートしていかなければいけないと考えておりまして、地域のあり方検討委員会というのを立ち上げて、今後地域をどのようにしていけばいいかというところをしっかりと一緒に考えてまいりたいと考えているところでございます。

一方で、元気な地域づくり応援事業という事業がございます。この事業を活用して、昨日ご紹介をさせていただいたのは、住民自治組織の方がいろいろな関係人口を創出する事業を初めとするイベント等を開催していただくという事例を紹介させていただきましたが、住民自治組織だけではなくて、こういった地域を盛り上げるいろいろな取組みをやりたい、やるんだという意欲を持った団体の方も、この元気な地域づくり応援事業に昨年度も今年度も、来年度実施をする事業についても手を挙げて合意をいただいているところでございます。こういった人口が減っていく中であっても、世羅町を盛り上げたいと思っていただく事業をこういった事業を活用して応援をしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○11番（田原賢司）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　11番　田原賢司議員。

○11番（田原賢司）　高齢化していく中で、だんだん健康もですね、ある日突然崩す場面がございます。今年度私が区長をする中で、いつまでも健康でいられればいいんですが、ある日突然病にかかり手術をされて、なかなか身動きできないといったのが、70代から急激に増えます。昔であればそういった方々がリーダーとして頑張っておられたわけなんですが、一定数、ここの比率が高くなるとですね、集落の維持が非常に難しい場面が増えております。40代・50代が、担えればいいんですが、そこが絶対数が少ないという問題があります。そこの集落のサポートのあり方が支援員の方が手助けするという手もあるでしょうし、もっと過疎化が進んだ自治体のそういった取組みを紹介することがあってもいいのかと思います。今後の行政のあり方としてそういった情報と人とを織り交ぜながらの手助けのサポートの仕方というのを期待して、私の質問は終わります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　それでは、田原議員のいろいろと経験を基に地域自治のあり方について申し述べていただきました。私も若い頃、私も若い頃があったんですけれども、その頃に地域の方に言われたことがあります。あんたらやってみいやと。私は応援してやるけえという言葉です。結局は口出しをしないってことなんですよ。任せるから、やってみいやと。今現状は、任せられているのがどちらかというと高齢者、若い人に譲る勇気もいるし、瞬間もいるんだと思います。

近頃、自治センターのいろんな行事を見ますと、本当に若い方の参画が増えてきているような雰囲気もしています。新たな行事を生む場所もあれば、事業をやめようという勇気、これも出てくるのが若い方から出る場合もあります。ですから、そこの転換期をうまくどういうふうに地域自治と結びつけていくかというのもあるのかなというふうに感じておる状況であります。

大見の場合はですね、さまざまな大きな事業もされますし、やはり地域の声をしっかり拾われて、いろんなことに寄り添っていくという体制づくりができているというふうに思います。これは 13 地域全部そういうふうな形が望ましいことではあります。ただそれぞれのリーダーのあり方によって、どういうふうな方向が進んでいくかというのはあろうかと思います。先般議長も出ていただいたトップセミナーで勉強会があったんですけれども、リーダーとしてやること、これは指導力と言われました。指導力とは、指に導くと書く指導ではない、人に対して物申すことではない。始める、動く、指導する、この指導するというのはですね、ある程度周りの状況、環境を見据えた中での指導ができなくてはいけないと、そういう意味です。いわゆる、そういったリーダーシップを持つためには周りのしっかり環境を整える中で、後ろ向いてみんなが一緒にやろうという気になってくれるようなリーダーシップをとったほうがいいよねっていう勉強でした。

口ばっかり出すんじゃなくて、できることを、自分ができることはやるから一緒にみんな頑張ろうやというような流れがいいのかなと私自身思っているところでございます。

○議長（髙橋公時）　以上で 11 番　田原賢司議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、終了しました。

本日は、これで「散会」します。

次回の本会議は、９月７日午前９時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

閉　　会　　１２時００分